

太平洋クロマグロに係る遊漁者・遊漁船業者に対する協力要請の状況について

【 都道府県別管理 】

都道府県名	操業自粛の方法	開始日
北海道※	B	H29. 9. 12
青森県※	B	H29. 11. 14
秋田県※	B	H29. 9. 28
山形県※	B	H30. 1. 23
福島県	B	H30. 1. 23
茨城県	B	H29. 11. 26
千葉県※	B	H30. 1. 23
東京都	B	H30. 1. 23
神奈川県※	B	H30. 1. 23
石川県※	B	H30. 1. 23
静岡県※	B	H30. 1. 23
三重県※	B	H30. 1. 23
京都府※	B	H30. 1. 23
兵庫県※	B	H29. 12. 4
和歌山県※	B	H29. 11. 9
鳥取県	B	H30. 1. 23
島根県	B	H29. 12. 4
山口県	B	H30. 1. 23
徳島県	B	H30. 1. 23
愛媛県	B	H30. 1. 23
高知県	B	H29. 12. 19
福岡県	B	H29. 12. 19
長崎県※	B	H30. 1. 23
熊本県	B	H30. 1. 4
宮崎県	B	H30. 1. 23
鹿児島県※	B	H30. 1. 23

※印は、定置網の共同管理をする道府県

【 漁船漁業等の広域管理 】

都道府県名	操業自粛の方法	開始日
岩手県※	B	H29. 7. 6
宮城県※	B	H30. 1. 23
新潟県※	B	H29. 10. 6
富山県※	B	H30. 1. 23
福井県※	B	H30. 1. 23
愛知県	B	H30. 1. 23
大阪府	B	H30. 1. 23
岡山県	B	H30. 1. 23
広島県	B	H30. 1. 23
香川県	B	H30. 1. 23
佐賀県※	B	H29. 10. 6
大分県	B	H30. 1. 23
沖縄県	B	H30. 1. 23

※印は、定置網の共同管理をする県

「操業自粛の方法」欄の凡例

A : 全漁業者が、30kg未満・以上を問わず操業自粛中。クロマグロを対象とした遊漁を控えてください。

B : 全漁業者が、30kg未満を対象に操業自粛中。遊漁者は30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は可能ですが、30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

C : 一部の漁業者が操業自粛中。A・B以外の形で遊漁者へのお願いを実施していますので、詳しくは都道府県へ確認してください。

A～C共通 : クロマグロ以外を目的とした遊漁は可能ですが、万が一30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。